

離婚時の年金分割についてのお知らせ

離婚後2年以内に請求手続きをお願いします

「離婚分割」は、離婚等をした際に厚生年金保険の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度で、平成19年4月1日から実施された「合意分割制度」と平成20年4月1日から実施された「3号分割制度」があります。

なお、「離婚分割」をする際は、年金事務所等にて請求手続きが必要ですが、**この手続きは、原則として離婚後2年を過ぎるとできなくなります**のでご注意ください。

「合意分割制度」とは

お二人からの請求により婚姻期間中の厚生年金保険の保険料納付記録（標準報酬）を分割できる制度です。離婚当事者は、分割することと、その按分割合※1について合意したうえで、年金事務所等に厚生年金保険の分割請求手続きを行います。請求にあたっては、以下の条件すべてに該当することが必要です。

- 平成19年4月1日以降に離婚、または事実婚関係を解消している
- お二人の合意や裁判手続きにより年金分割の割合を定めている
- 請求期限（原則として離婚をした日の翌日から2年）を経過していない

* 分割手続き前に当事者の一方が亡くなった場合は、死亡日から1カ月以内に限り分割請求が認められます。

* 離婚調停等により離婚等をした日の翌日から2年経過した場合、調停等が確定した日の翌日から1カ月以内に限り分割請求が認められます。

※1 按分割合とは、離婚する当事者それぞれの標準報酬総額の合計額のうち、分割によって増額となる側から見た、分割後の割合です。

「3号分割制度」とは

国民年金第3号被保険者※2であった方からの請求により、平成20年4月以降の婚姻期間中の国民年金第3号被保険者期間中における相手方の保険料納付記録を、2分の1ずつ分割できる制度です。手続きは年金事務所等で行います。請求にあたっては、以下の条件すべてに該当することが必要です。

- 平成20年5月1日以降に離婚、または事実婚関係を解消している
- 平成20年4月1日以降に、お二人の一方に国民年金第3号被保険者期間がある
- 請求期限（原則として離婚をした日の翌日から2年）を経過していない

* 分割手続き前に当事者の一方が亡くなった場合は、死亡日から1カ月以内に限り分割請求が認められます。

* 離婚調停等により離婚等をした日の翌日から2年経過した場合、調停等が確定した日の翌日から1カ月以内に限り分割請求が認められます。

※2 国民年金第3号被保険者とは、厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の人をいいます。（サラリーマンの妻（夫）である専業主婦（主夫）の方など）

【お手続き等をご希望される方へ】

まずは、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターへお問い合わせください。
また、日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp>）も併せてご覧ください。